

令和2年 第11回

# みなかみ町農業委員会議事録

開催日時 令和2年11月10日（火曜日）

みなかみ町農業委員会事務局

## みなかみ町農業委員会第11回会議議事録

- 1 開催日時 令和2年11月10日 午後1時30分
- 2 開催場所 月夜野農村環境改善センター
- 3 出席委員 19名
- |       |           |       |           |       |         |
|-------|-----------|-------|-----------|-------|---------|
| 1番委員  | 榎 渕 武 重   | 2番委員  | 星 野 敏 雄   | 3番委員  | 内 海 博 光 |
| 4番委員  | 高 橋 公 利   | 5番委員  | 廣 田 尚 夫   | 6番委員  | 石 坂 哲 次 |
| 7番委員  | 今 井 育 男   | 8番委員  | 吉 野 拓 夫   | 9番委員  | 星 野 榮 一 |
| 10番委員 | 阿 部 均 司   | 11番委員 | 森 下 一 郎   | 12番委員 | 本 多 偉 男 |
| 13番委員 | 本 多 通 治   | 14番委員 | 原 澤 幸 好   | 15番委員 | 原 澤 章   |
| 16番委員 | 田 村 隆 司   | 17番委員 | 内 海 美 津 江 | 18番委員 | 高 宮 玉 江 |
| 19番委員 | 高 橋 久 美 子 |       |           |       |         |

- 4 欠席委員 なし

- 5 議事録署名委員  
3番委員 内海博光 4番委員 高橋公利

- 6 職務のため本会議に出席した事務局職員等の職・氏名  
事務局長 鈴木伸史 書記 本間 泉 書記 小林紀之  
書記 我妻園華

- 7 会議に附した事件  
議案第46号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第47号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第48号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について  
議案第49号 農用地利用集積計画に対する意見決定について  
議案第50号 農用地利用集積計画に対する意見決定について（一括方式）

### 協議事項・報告事項

- (1)形質変更届について
- (2)農地届出復元農地台帳登載について
- (3)制限除外の農地等移動通知書について

### その他

- 8 会議の成立  
農業委員会等に関する法律第27条第3項により本会議が成立する。

開 会 みなかみ町農業委員会職務代理星野敏雄開会を宣す。  
顛 末  
議 長 | 会長議長となり、議事録署名委員に3番内海博光委員・4番高橋公利委員を

指名し議事に入る。

続きまして、議事のほうに移ります。

最初に、議案第46号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

1ページをお開きください。

議案第46号 農地法第3条の規定による許可申請について。

次のとおり農地法第3条の規定による許可申請があったので、決定を求める。

別紙記入事件 1件。

次のページをお開きください。

◇（議案書・番号1、朗読説明）

以上、よろしくをお願いいたします。

議長

事務局の説明をいただきました。

この件に関しまして、5番の廣田委員より調査結果の報告をお願いします。

5番委員

5番の〇地区の廣田です。

農地法第3条による申請事案の調査結果についてご報告いたします。

使用の対象物件の設定ということで、11月3日現地を確認してきました。

場所的には、〇駅より国道291号道なり北へ車ではかって800mほどの西側の田んぼで、今年は耕作できたが、草刈りやら水の管理を含めて実施済みでした。所有者の親戚の方が亡くなり、1年以内に申請地を相続で取得する予定ということでした。

調査事項ですけれども、権利を取得しようとする者との世帯が耕作するに関しましては、高齢者ですが、水田耕作は親戚の方へ依頼すると話していただいたので、草刈りや水の管理はできるようで、確実と思います。

権利の取得後の耕作面積は10a以上であるかは、畑、田んぼ合わせて10a以上ですので、クリアかと思います。

申請農地周辺に支障するか否かは、周辺は田んぼと田んぼ道であり、支障はありません。その他想定される懸案事項は特に見当たりません。よろしくご審議をお願いいたします。

以上です。

議長

ありがとうございました。

それでは、ただいまいろいろ内容をご報告いただきましたが、この件に関しまして質問、意見等ございましたらお願いいたします。

特にございませんか。

（「なし」の声）

なければ、申請のとおり許可を決定したいと思います。よろしくをお願いいたします。

続きまして、議案第47号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

そうしましたら、4ページをお開きください。

議案第47号 農地法第5条の規定による許可申請について。

次のとおり農地法第5条の規定による許可申請があったので、意見の決定を  
求める。

別紙記入事件 1件です。

次のページをお開きください。

◇（議案書・番号1、朗読説明）

以上、よろしく願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりまして、この件に関しまして担当であります9番の星  
野榮一委員より説明をお願いいたします。

9番委員

9番の星野です。

5条の申請がありますので、11月4日と6日に現地の確認と聞き取り調査  
ということで行ってまいりました。

場所は、〇〇から〇のまちなかのほうの北側に向かって約1kmちょっという  
その奥に信号があるんですが、〇という信号ですけれども、その左側になり  
ます。〇〇があり、その裏に〇〇というのがあるんですけれども、その左側で  
す。

現地は、住んでない耕作していない荒廃した農地ということで、ほとんど笹  
が主に茂っていて、少し刈ってあるんですけれども、かなり笹で覆われていま  
す。一部の南側は野菜などの耕作地がありますが、その周辺も荒廃した農地と  
いう形になっていると思います。譲渡人は現在会社、家族2人なんですけれど  
も、2人会社勤めしておりますので、この耕作する意欲がないということで、ま  
たこの先も耕作する予定はないということでもあります。

譲受人は、現在東京に在住ということですが、会社の役員ということ  
で、この地が気に入ったということで、家を建てたいということ。現在勤  
めをしておりますので、家を審査が通って家を建てるということになればその  
中の月に2回ぐらいは来ていろいろ作業をしたいと、リタイア後はこちらに移  
住したいということでもあります。

目的ということですが、主たる確認はできましたので、確実かと思  
います。

面積の部分はこの地は10aということで、1,008㎡ですか、いずれは  
開発協議の審査は必要になるのかなと思います。また、周りが荒れております  
ので、周辺農地への支障というのはありません。

被害状況ということで、状況確認も適当であるかなと思います。総体的に確  
認した限りでは、状況として支障がないかなというふうに、やむを得ないかな  
というふうに感じました。10a以上超えておりますので、その後の審査、皆  
さんで協議をしてもらいたいとは思いますが、私としては適当かなというふう  
な感じがありました。皆さんの協議をよろしく願いしたいと思います。

議 長

ありがとうございました。

それでは、ただ今説明いただいた通りでございますが、皆様方の質問、意見  
等ありましたらお願いいたします。

原澤委員、どうぞ。

15番委員 面積的にちょっと広いと思うんですけども、全部宅地として使うつもりなんでしょうか。何か菜園をすとか、車庫をつくるとか、そういうのがあるのか聞きたいです。

議長 事務局、お願いいたします。

事務局 ご質問をいただいた件ですが、1,000㎡全てを宅地とするわけではございません。利用計画図にほぼ添付されているんですが、この内訳をご説明させていただきますが、建物として142.98㎡ということと芝生として243㎡、また菜園として249.2㎡で、また駐車場用地として164㎡というようなどころでご計画をしているということでございます。建物自体は圧倒的に敷地に対して小さい規模であるということでございますが、一つの捉え方とすると、この案件につきましては、もう1年、2年ほど前から下相談という形でちょっとお受けさせていただきまして、農業事務所経由で何度となくちょっと相談受けさせていただきました。一般の住宅用地で言いますと500㎡というのが通例で考えられてきたわけですけども、500㎡を超えたら許可ならないかということではなく、県の農業事務所に言わせると、内容だと、利用計画は使い方等を審査させてもらった中で判断させてもらうというような回答をいただきました。

その中で一連のこの〇〇さんにその敷地に対してどういった活用するのか、どういった利用をするのかということは何度となく投げかけさせていただきました。星野榮一さんのほうから説明があったように、今現在東京に住まわれて、こちらにみなかみにこういった居住地を探した中で、本当であれば法人として取得するべきところではあるのかもしれないんですけども、個人で要するにずっと会社に属しているわけではなく、リタイアした後にこちらに住まわれるということとして、その中で今現在は会社役員としてやられているというようなことで、基本的には会社の保養所というような意味合いもとられるということを申請人の〇〇さんからは聞いております。

そういったところで、余暇を楽しむというような意味合いで、芝生の広場だとか、家庭菜園のところを含めて、この1,008㎡を有効活用したいという内容でございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長 計画について説明をいただきました。  
ほかになにか質問、意見等はございませんか。  
特にございませんか。

(「なし」の声)

なければ町の開発協議等に諮っている案件だということでございますが、それら平行した形の中で申請だということ決定したいと思っておりますが、よろしゅうございますか。

(「はい」の声)

そのように決定いたします。

続きまして、議案第48号 農地法5条の規定による許可後の計画変更申請について審議に入ります。

事務局、説明をお願いいたします。

事務局 そうしましたら、5ページをお開きください。  
議案第48号 農地法5条の規定による許可後の計画変更申請について。  
次のとおり農地法5条の規定による許可後の計画変更申請があったので、意見の決定を求める。  
別紙記入事件 1件です。  
次のページ、農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更申請についてをご覧ください。  
農地法第5条の規定により許可された後に計画を変更する案件でございます。  
◇（議案書・番号1、朗読説明）  
以上、よろしく申し上げます。

議長 事務局の説明でこれについては、7番の今井委員のほうに調査結果の報告をお願いいたします。

7番委員 7番、今井育男です。  
4日の日に現地調査に行ってまいりました。場所は、○線なんですけれども、そのそばなんですけれども、○から上って行って随分上なんですけれども、○を過ぎてついで○という部落があるんですけれども、そのこの部落の左側に1軒目の家があるんですけれども、その前、道路を挟んだ前になる道なんですけれども、そのこのところを変更申請ということでここにも書いてあるんですけれども、17年に5条で許可をもらっていたんですけれども、その今回の譲渡人は9月の3条でお世話になった○○さんなんですけれども、その人がそこで別荘を建てたいということであったわけなんですけれども、自分でもその戸谷というところなんですけれども、そこに別荘を建てることができたということで、そこが要らなくなってしまったということなんですけれども、今回それで○○さんに譲りたいという話でありました。  
また、譲受人の○○さんにおきましては、東京に住んでいるため電話で連絡させていただきましてなんですけれども、間違いなくそれは建てますということで、話をさせていただきました。その人は医師をしてまだ若いんですけれども、医師だということであれなんですけれども、やはりみなかみのほうに田舎に別荘を建てたいということでいたんですけれども、とにかく見晴らしがよかったと、ちょうどいいということで、一度見に来ただけで決めたという話でした。そんなあれで、今回変更のほうをお願いしたいという話でした。  
また、この先ほどの件もあったんですけれども、面積的に1,033㎡、1,000㎡超えているんですけれども、見てのとおりちょっとこの写真では分からないと思うんですけれども、そこへ山林という中のその向こう側南側になるわけなんですけれども、そちらのほうの畦畔が物すごく高いんです。だから33㎡ぐらいならいいのかなと思っていて、自分も見てここは草が刈ってあってきれいになっていました。そんなようなことで、審議のほうをよろしく願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

議長 ただいま7番委員のほうから報告がありましたが、これより審議を行います。皆様から質問等ありましたらお願いいたします。

特にございませんか。

なければ、申請のとおり許可を決定したいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」の声)

では、そのように決定をさせていただきます。

続きまして、議案第49号 農用地利用集積計画に対する意見決定につきましては、これにつきましては、15番の原澤幸好委員は関係あるということでございますので、審議の間は退席をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

(14番 原澤幸好委員退席)

では事務局、説明をお願いいたします。

事務局

それでは、議案第49号 農用地利用集積計画に対する意見決定について、7ページをお開き願います。

次のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画書の提出があったので、承認を求めらる。

別紙記入事件 1件。

令和2年11月10日提出。

次のページ8ページをご覧くださいと思います。

概要でございます。区分といたしましては、利用権移転、集積する農地といたしましては田、2,202㎡、畑474㎡、合計2,676㎡、売り手の数1戸、買い手の数1戸でございます。

続きまして、9ページのほうに総括表があります。ご覧くださいと思います。

◇(議案書・番号1、朗読説明)

これについて補足といたしまして、これなんです、令和2年、今年の8月11日の第8回みなかみ町農業委員会で農地のあっせんの申し出の受理報告とあっせん農地をご承認いただいた件でございます。あっせん人については地区担当の農業委員推進委員さんが調査委員となっただき、いろいろな調整をしていただいたところでございます。あっせんについては、この対象農地は、農振農用地であるということから、みなかみ町農業経営基盤強化の促進に関する基本構想に、則した農地利用の最適と判断し、町と農業委員会がいる農業経営基盤強化促進事業としてあっせんを進めてきました。結果といたしましては、先ほど申し上げましたようにみなかみ町認定農業者より買取希望があったことから、調整委員会で妥当性を判断し、あっせんしたところでございます。

以上、よろしく願いいたします。

議長

そのような報告がございましたが、これに関しまして質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

特になければ原案のとおり承認をしたいと思ひます。よろしゅうございませうか。

(「はい」の声)

そのように決定をさせていただきます。

そうすれば審議が終わりましたので、原澤委員にまた席に着いていただきまして、議事を続けたいと思ひます。

(14番 原澤幸好委員着席)

それでは、議案第50号 農用地利用集積計画に対する意見決定について（一括方式）を審査いたします。  
事務局よりお願いいたします。

事務局

10ページをお開きください。  
議案第50号 農用地利用集積計画に対する意見決定について（一括方式）。  
次のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画書の提出があったので承認を求める。  
別紙記入事件 2件。  
次のページをお開きください。  
農用地利用集積計画概要でございます。  
畑は、使用貸借の通年7,504㎡、合計も7,504㎡、利用権存続期間は10年、7,504㎡、貸し手は2戸、借り手も2戸でございます。  
12ページに総括表がございますので、ご覧いただくようお願いいたします。  
農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。  
以上、よろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明は以上で、これは農業公社によるもの基盤強化法に基づく決定でございますが、皆様のほうから質問、意見等ございましたらお願いいたします。  
ないようですので、原案のとおり承認をしたいと思っております。よろしゅうございますか。  
（「はい」の声）  
では、そのように決定いたしたいと思っております。  
以上で、議事事項は終了となりますが、続きまして、協議事項・報告事項に移ります。  
まず初めに、形質変更届についてということで、お願いをいたします。

事務局

そうしましたら、13ページをご覧ください。  
協議事項・報告事項（1）形質変更届による届出について報告いたします。  
◇（議案書・順次、朗読説明）  
以上です。

議長

以上の3件の届出がございました。  
それぞれについては記載とおり10月30日で送付しております。  
続きまして、協議・報告事項の2番、農地台帳登載に係る取扱いについての第3の（3）による届出ですが、これにつきまして事務局のほうから経緯等を踏まえて説明をお願いしたいと思います。

事務局

14ページをご覧ください。  
農地台帳登載に係る取扱いについての第3の（3）により、農地台帳に登載される農地の報告をいたします。  
◇（議案書・番号1、朗読説明）

内容としましては以上となりますが、補足としまして、経過を説明いたしますと、ここに書いてあるとおりですが、時系列で言いますと、まず2者の名義としましては、〇〇になりまして、この土地が実際に使われてきた、実際の所有者と耕作者というのが〇〇さん、〇〇さんになります。現地を見ていただきますと、〇〇さんの自宅のすぐ真ん前にその農地がございまして、長年〇〇さんが〇〇さんのこの農地を使って、その一方で〇〇さんの農地を〇〇さんが使われていたと、そういったような状況の中で平成23年に当時の農業委員会に3条の交換の申請が出されました。それは許可となって、速やかに所有権移転登記をすれば問題がなかったんですが、そのほどなくして平成24年にちょうど国土調査という事業が入りまして、その際に当時現の所有者である〇〇さん、〇〇さんそれぞれの立ち会いのもと境界を確定して、最終的にこんなようではないかというような内容について判をつけていただいたとかで地目変更となされたらと、当然当時農地であるならば農業委員会の意見等も国土調査の担当により求められて、それに対して回答はしているかと思うんですが、そういった経過を踏んだ上で最終的に農地だったものが宅地になってしまった、この一番原因とすると当時建物が、今もあるんですけども、牛舎として〇〇さんが使われた建物いわゆる農業施設なんですけど、宅地としてみなされたのではないかと、いうふうに思います。

それだけでも当時の農業委員会では農業施設だと、ここは特に農地であるべきだというふうにすれば何も問題なかったんですけども、いろいろな経過を経て最終的に本意でない宅地になってしまったということでございます。

また、この今回出された経緯としますと、一度〇〇さんの協力を得て農地に復元して、実際現地も農地としてこの後も原澤草さんのほうからまた後でちょっとコメントいただきたいと思うんですけども、確認させていただきました。

そういったところで、農地登載した中で所有権を速やかに変更していきたいというのが一番の目的でございます。

私からは以上です。

原澤 草さんから一言コメントいただければと思います。

議 長

ありがとうございます。

事務局から説明をいただきました。これにつきまして地元の農業委員の原澤草さんにちょっと確認したこと、調査等のことをいただきたいと、思います。

15番委員

15番、原澤です。

今月4日に事務局の小林さんと現地に調査に入りました。確かに小屋は農地に建ってはいるんですが、そもそも農業用施設として建てている建物で、あと残っている土地も作物が植えてある、農地として使われているというふうに確認しておりますので、このまま農地として見てもいいのではないかと判断いたしました。よろしくをお願いします。

議 長

ありがとうございました。

ただいま報告をいただきました。もともと農地として交換をしたものが国調の調査結果等の許可手続等でミスしておるということでありまして、これらの経緯が今の段階では農地から宅地になったという案件でございますが、これは

正式に地目を農地で畑に戻したいという案件でございます。

申請のとおり承認したいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

ではそのように承認をさせていただきたいと思います。

続きまして、協議・報告事項(3)農地法5条1項8号の届出について事務局の説明をお願いします。

事務局

そうしますと、15ページをお開きください。

協議事項・報告事項(3)になります。

農地法第5条第1項第8号(農地法施行規則第53条第5号及び農地法施行規則53条第11号)による届出について報告いたします。

◇(議案書・順次、朗読説明)

以上、よろしくをお願いします。

議長

事務局から説明をいただきましたが、質問、意見等ございますか。

なければ、承認することで決定をしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

そのように決定させていただきます。

以上で協議・報告事項は終わりになりますが、次にその他について事務局よりお願いいたします。

事務局

お世話になります。

私のほうからは、人農地プランの代替の座談会についてということで、ご案内をさせていただきます。

先日委員の皆様には研修会に参加をいただきましてありがとうございました。コロナ禍を理由になかなかアンケートとか地区座談会の実施ができていない状況の中でございます。

この中、先日群馬県や農業会議さんからこちらのほうにおみえいただきまして、市町村の事例など座談会活動をプランの進め方のご提案をいただきました。それによりまして、地区座談会にかわる代替の話し合いはというものが開催できることでございます。地域ごとの代表である委員の皆様に対するこの農業委員会にほかの団体の役員ですとか、代表者、認定農業者さんなどをお呼びいたしまして、農業委員さん、推進委員さん、その他の皆様でご検討いただく会を話し合いの場として代替ができるという内容のご提案をいただきました。国のほうからもこのような開催ならば実施したとみなされるということでございますので、私どものほうもこの案に沿って進めていきたいと考えてございます。ただし、実質化のためにはそこに農家さんの意見とかが盛り込まれたものでなければならぬということで、そのためには少数意見での農業者様にご参加いただくか、ご意見を収集してそこに反映させていただいた証拠を残すということが必須ということと言われております。

そこで、この今あります案としましては、プランの設定を予定しております12地区があるんですが、その地区を1から2回ぐらいに分けて話し合いの場を設定して、最初は12回というわけだったんですが、2回程度に抑えてそのこの場所に6地区をおつなぎいただいて、その中で皆様にご参加いただくというような案でございますので、そのことにつきましてまずご了承をいただき

いということでございます。

また、あわせまして、事務局のほうでも広報やホームページなどでご意見を募ったり、改善センター内の業務提携の場所にする、場所を設置にするなど考えておりますが、どうしてもこのほかにご苦勞かけてしまうんですけれども、農業者様、特に所有者様のご意見が必要ということで、ご意見収集のほうをこれまで実施いたしましたアンケートで網羅できない部分などの意見等の聞き取りをしていただいて、話し合いの前に事前に収集していただいて、こちらに提出いただくような形をお願いしたいと考えております。まだ具体的にはあれなんですけれども、聞き取りシートのようなものをご用意してお願いできたらなと思っております。

話し合いの場なんです、年明けの1月中ですか、1月12日が農業委員会、第1回の農業委員会を予定したいと思っておりますので、その後くらいの日程で設定をさせていただきます、2日間に分けて行いたいと考えております。

また、この聞き取りシートにつきましては、この後速やかにお願いしまして、年内中にお預かりさせていただいて、お1人様数名ぐらいのものを反映させていきたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

議 長

人農地プランの関係で事務局のほうから報告について説明をいただいたわけですが、何か質問等ございましたらお願いいたします。詳しいことについてはこれからまた事務局から各委員さん、あるいは推進委員さん等に通知をしていく、こういった意見をいただいて進めていくのでよろしくお願いいたします。

続いて、ほかに何か。

(「なし」の声)

そうすれば、以上で本日の議事、それから協議・報告事項、その他含めて以上で終了させていただきます。

大変お疲れさまでした。

閉会

みなかみ町農業委員会職務代理内海美津江閉会を宣す。

〔午後2時25分〕